

監 査 報 告 書

公益財団法人 大槻能楽堂

理事長 大槻文藏 殿

令和 7年 5月 28日

公益財団法人 大槻能楽堂

監 事

植田 平



監 事

西田 隆 郎



私たち監事は、法令及び定款の定めに基づき、公益財団法人大槻能楽堂（以下、当財団という）の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の監査を実施しましたので、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2 監査の結果

（1）事業報告の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当財団の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当財団の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上